山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画について

国土利用計画:国土の利用に関して他の計画の基本となるもので、全国、都道府県、市町村の3段階の計画がある。県計画は、全国計画を基本として、県土利用の基本構想、利用目的区分ごとの基本的な方向、規模の目標、措置の概要等の県土利用の基本的な方向性を定める。土地利用基本計画:国土利用計画(全国計画・県計画)を基本として、当該区域における5地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)と、5地域の重複する場合の土地利用に関する調整等に関する事項を定める。

国土利用計画 (全国計画)

山形県国土利用計画(第四次)

- ○県土利用の現状と基本的条件の変化
- 〇県土の利用に関する基本構想

基本目標・方針、地域類型別・利用区分別県土利用基本方向等

- ○県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要
- 〇上記を実現するために必要な措置の概要

基本

す

る

———— 土地利用基本計画

- 〇県土利用の基本方向
- 〇地域別の土地利用の基本方向
- 〇土地利用の原則
- 〇土地利用の調整に関する事項
- 〇土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画
- 〇土地利用基本計画図

国土利用計画と県土地利用基本計画は関連性が深く、内容も重複する

両計画を統合し、一体的に策定